

茂原市まちづくり条例策定協議会 第4回会議 概要

開催日時	平成26年4月25日(金) 13時～
開催場所	茂原市役所5階502会議室
出席者	協議会委員18名(うち1名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 荻込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第2章 情報の共有 ・第3章 市民参加のまちづくり (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画政策課長)	<ul style="list-style-type: none">13時現在の出席者は14名。定足数に達したため、会議は成立した。平成26年4月1日付で委員の変更があった。白土和子委員は所属団体の保健委員会が食生活改善協議会との統合により健康生活推進委員会となり、引き続き「元茂原市保健委員会会長」として本協議会に参画いただくこととなった。また、3月末をもって退任した長谷川副市長の後任として、永長徹副市長が委員に就任した。ここでお時間をいただき、永長副市長から皆様にごあいさつを申し上げたい。
永長委員	<ul style="list-style-type: none">前長谷川副市長の後を受けて、まちづくり条例策定協議会の行政側の委員として就任することになった。茂原市まちづくり条例の検討については、平成23年度ごろから市民の会をはじめ皆様のご努力でここまで来ており、今まさに条例についての検討が始まったと聞いている。そのような中で、私なりに勉強させていただいたが、早く皆さんと同じレベルで議論できるように勉強して追いつきたいと思っている。少ない経験ではあるが、県での経験を生かして、行政としての立場で、「まちづくり条例ができて良かった」と言われるような良い条例がつけられるように、皆さんと一緒に検討してまいりたい。
事務局(企画政策課長)	<ul style="list-style-type: none">続いて、4月1日付の人事異動で、事務局職員の変更があった。企画政策課の花沢主幹が異動となり、後任に平井補佐が着任した。
事務局(企画政策課長補佐)	<ul style="list-style-type: none">よろしくお願いたします。

事務局(企画
政策課長)
関谷会長

- ここからの進行は関谷会長にお願いする。
- 前回、第2章の「情報の共有」について検討を開始したところであるが、原案を一部修正ないしは削除した方がいいのではないかなど、各委員からいろいろなご意見を頂戴した。継続的な審議をすることになっており、今日はその続きということで第2章の部分から改めて議論し、一定の合意ができるところについては、その確認をさせていただき、ある程度まとまるようであれば次の市民参加の章に入っていきたいと考えている。

事務局(企画
政策課主査)

- お手元にある資料について、事務局から資料の説明をお願いしたい。
- 本日の資料は、あらかじめお送りした「第3回協議会の論点の整理」、「提言書と他市条例の比較（市民参加のまちづくり）」である。これに加えて、パブリックコメント手続に関する要綱とこれまでの実施状況、市民の会委員から提出された資料を座席にお配りさせていただいた。
- 傍聴者の皆様には、併せて提言書の「第3章 市民参加のまちづくり」を抜粋したものをお配りした。
- 前回の会議概要については、市民の会の提案理由説明を別冊とし、それ以外の質疑応答等を記載している。
- 「第3回協議会の論点の整理」については、前回の協議会で関谷会長にいただいた論点の交通整理をもとに、会長と相談の上、事務局で資料を作成した。本日の前半は、この資料を元にさらなるご協議をいただければと思う。
- 「提言書と他市条例の比較」については、市民参加のまちづくりの章について、前回と同様に流山市、小平市、一宮市と茂原市（提言書）を比較したものを作成した。
- 「市民の権利」については、大きく分けて「参加する権利」「知る権利」「自主性・自立性」の項目がある。このうち、「知る権利」については、「情報の共有」の章と深く関連しており、「市民の権利」に位置付けている自治体と「情報の共有」に位置付けている自治体の例が見られる。
- 「市民の役割」については、自治体によっては「市民の責務」とうたっているところもある。大きく分けて「市民の役割・責務」と「法人の責務」がある。
- 「参加の機会の保障」については、「参加の機会の保障」と「意見の反映」「参加における配慮」がある。「参加の機会の保障」については、前回の協議会で第7条に「意見等が積極的に提出されるような工夫」という文言があり、重複しているのではないかという指摘があったところ。
- 「男女共同参画」については、小平市と茂原市（提言書）に項目が見られる。
- 「子どもの参加」については、小平市を除く自治体にその項目がうたわ

れている。

- 「意見等の公募」については、茂原市（提言書）にうたわれており、前回の協議会で「情報の共有」「説明責任・応答責任」の項目の際にパブリックコメントのことについて言及されており、そちらとの関連性が深いものと思われる。
- 「提案制度」については流山市に項目がうたわれているが、前回の協議会で関谷会長が交通整理した中で、提言書第5条第2項の「市民側からの情報の共有」については、市民からの提案の機会を豊かにすることで条文の目指すところが担保されるのであればという話があり、そちらと関連するところである。
- 「市民参加条例」についても、流山市に項目がうたわれている。前回の協議会で情報公開条例や個人情報保護条例などの個別条例とまちづくり条例との関連性が話題に上がったが、流山市の例では、市民参加の手続きを別に条例で定めるとし、そちらに委ねている。
- 本日後半の議題である「第3章 市民参加のまちづくり」は、次の「第4章 市民自治の仕組み」とも大きく関連するので、前回お配りした条文のみの提言書もご活用いただき、条文間を読み比べながらご検討いただければと思う。
- お手元に提言書をご準備願いたい。最初に議論をお願いするのは「情報の共有」の章であり、論点整理したものを事務局から事前に配布している。それも手元に置いていただき、引き続き議論をお願いしたい。
- 条文でいうと第2章の第5条からであり、「計画立案段階から」という文言をめぐって、表現を変えるか、場合によっては削除した方がいいのではないかというご意見が複数の委員から出た。趣旨としては、可能な限り早い段階から各方面が情報を共有してまちづくりをしていくということであり、そのことについては協議会の中である程度の合意を得ていると考えている。それをどのように表現するかというのが論点としてある。
- 第5条第2項では、主語がないという問題がクリアになっていないということと、「市民の持っている有効な情報」を出すということを、誰が言うのかによって意味合いが変わってくるところがある。個人情報の問題と抵触することもあり、これについては削除した方がいいのではないかというご意見も出ていた。
- 第5条第3項については、すでに情報公開条例、個人情報保護条例などの別立ての条例があり、そちらをもって充当すればこの条文は不要ではないかという見方もある一方、条例のテクニックの一つとして、くわしくは別の条例で定めるという文言を入れ込むという方法もある。
- まちづくり条例は包括的な意味合いを持った条例であり、自治基本条例としての意味合いを念頭に置きながら考えるのであれば、条例間の優劣

関谷会長

はあり得ないが、他の条例を統合し、よく言われる言い方では「解釈指針」、つまり、「このような条例についてはこのように解釈運用する」といった、要のようなものを盛り込んでおき、くわしくは別の条例に委ねるといった位置付け方もあり得る。

- 情報公開条例が、見方によっては市民が請求・要求しなければ出てこない、積極的ではないものであるとするならば、市や議会からも積極的に市民に発信・提供してまちづくりに資するような情報提供のあり方で情報公開条例が解釈運用されるべきだということを、ここ（まちづくり条例）にある程度考え方としてうたっておき、細かな手続きはそちらの（情報公開）条例に委ねてしまうというやり方もある。そのあたりの文言をどうするか、他の条例との関連づけをどうするかというのが論点として挙がっている。
- 第5条第4項では、会議の公開について、他に定めがあるのであれば必ずしもここでは必要ではないのではないかという意見や、審議会や各種附属機関の会議の公開は、情報公開とは別の位置付けを図ってもいいのではないかという意見もあった。会議の運用規則がどの自治体にもあると思うが、そのようなものでカバーすればいいのではないかという考え方もあるので、そのあたりも含めてもう少し詰めておきたいと思う。
- 前回はそのあたりで議論が終始しており、第6条の個人情報の保護以降まではあまり本格的に踏み込めていなかった。第6条についても、個人情報保護条例がすでにあり、先ほどと同じような関連付け方をすべきかどうか論点の一つとなってくる。
- 以上のような論点を踏まえて、本日は一定の考え方や表現の同意が得られれば、それを確認して次の論点に移ってまいりたいと思う。
- 市民の会の委員さんたちで、前回の議論を踏まえた上で、修正されたり、考え方をまとめられたりされたようなので、議論を膨らませるためにも手短にご発言をお願いしたい。
- 「計画立案段階から」について、本日配布した資料の中の図をご覧ください。市では PDCA サイクルを基本として実施しているとのことであったが、計画→実施→評価→改善の流れの中の「計画」には、企画・収拾・原案・審議・策定という過程がある。その中のどこで情報の収集を開始するのかが、後の市民参加や協働に大きくかかわってくる。
- 従来、アンケートや説明会が行われていたが、それは「収拾」に該当する。25年度から審議会の傍聴ができるようになったが、審議の段階で情報が示されているということになる。パブリックコメントについては、数年前に要綱ができて制度が整ったが、ほぼ形が決まった状態である。前回、「たたき台」という話が出たが、これは「原案」の前の段階になると思う。前回のまとめで「可能な限り早い段階」という話があったが、これは人や立場によって解釈が異なり、はっきりしないと思う。

犬飼委員

- 市民の会が提言する「立案」は、図でいうところの「企画」を意味している。右に移行するごとに、市民の意見を反映する範囲が狭まり、その企画を実施するかしないかということに関する意見反映ができにくくなってしまふ。真に市民参加と協働を求めるのであれば、行政内部の案を固める前に、住民の意見を反映できるようにすることが大事なのではないかと思う。
- 計画立案段階から全てということになれば、非常に膨大なものであるのので、「茂原市パブリックコメントに関する要綱」第3条第1号から第4号に該当するものについて限定したい。具体的にどのようなものかという点、資料にこれまでのパブリックコメント実施一覧が示されているが、そのようなものについてである。「市の基本的な政策等の立案段階から」ということで、市民の会からは提案させていただいた。
- 「情報の共有」について、情報公開条例はあるが、あくまでも請求に基づいた公開とできるだけ広い範囲での提供となっており、説明責任等については特に明記されておらず、市民への一方通行になっている。
- これに対して、共有とは「複数の人または団体が一つのものを共同で所有する」という意味であり、まちづくりに関する情報に関して、市民同士や議会による発信がポイントとなる。市、市民、議会の相互作用を繰り返すことが大事であり、それによって共有が促進されるのではないかと思う。共有は、提供とはそのような違いがあると思う。それを実現するためには、情報が非常にわかりやすいこと、入手しやすいこと、市民から発する機会や場があることが大事。
- 第5条第1項については、市民の会の提案として、「市の基本的な政策等の」という文言を入れて、「立案段階から」という文言を入れて修正をお願いしたい。
- 第5条第1項について、論点の整理と、それを踏まえて市民の会の委員から改めてのお考えをお聞かせいただいた。これについて、他の委員の皆さんからのご意見を頂戴したい。
- 「できるだけ早い段階から」ということについては、皆さんが共通に理解していただいていると思うが、これが文章になったとき、行政の立場としては、「立案段階」というのがいつの段階なのか混乱すると思う。県の例でも、パブリックコメントとして計画案を出しているが、案の段階で県民の方のご意見を聴き、そこで集約した方が、論点も明確になってわかりやすい。
- 逆に、その前の段階で必要なのであれば、失礼な言い方かもしれないが、市民の皆さんの側から「このようなことについてどうなっているのか」と求めていただければ、行政側としても出せると思う。計画になる前の段階での情報は入手可能である。行政の側から出す情報は、ある程度まとまったものを出さないと、まとまるものもまとまらず、時間がかかっ

関谷会長

永長委員

てしまうと思う。

関谷会長

- 前は、「計画立案段階」を外して、「別に条例で定める」という文言を提案させていただいた。皆さんのお考えは理解できるが、言葉となった場合にどう運用されるかが行政の立場として心配である。
- 「立案段階」といってもそれ自体が非常に幅広いという現状が、行政の運用上としてある。線を引きづらいという懸念が行政サイドとしては挙げられるというご意見である。
- 「企画」まで含むと、相当膨大な量になるであろうから、市民の会の皆さんも「基本的な政策等」という絞りをかけて今回ご提案を頂いた。
- もう一点、永長委員の話で重要であると思うのは、この協議会では「可能な限り早い段階から情報を共有できるようにする」という点については、皆さんある程度合意できていると思うが、その上で、文言として入れるのか、あるいは運用に委ねるのか。「できるだけ早い段階」といっても、それは行政の立場と市民の立場で違ってくるし、市民の中でも違ってくる。そのあたりは、運用の中でつくっていくしかない。例えば、行政がある段階で市民の意見を聴こうと情報を出して、それが真つ当な場合にはそのような形で進んでいくが、市民が想定しているよりも行政が出すのが遅い場合には、市民側から「もっと早い段階で情報を出してほしい」と言うことができるであろうから、そのように求める機会を確保することによって、時期の早さは運用の中で捉えられるのではないかというお話もしていただいた。それも踏まえて、他の皆さんのご意見はいかがか。
- 「基本的な政策等の立案段階」の線がなかなか引きづらいので、行政の職員としてもどの段階で市民に情報を出していけばいいのか判断に迷う。だからこそ、行政も考えて出していくし、市民も必要であればそれをどんどん求めていくという、双方のやり取りを重ねていく中で、「できるだけ早い段階」というのを、茂原市なりに運用の中で形作っていくというやり方も、今のところポイントになると思う。

鈴木(弘)委員

- 第4条の3つ目に「協働の原則」というのがある。それに基づいてこれらを見た場合には、必ずしも行政が案を作ってそれを市民に示すやり方にはならないと思う。「協働の原則」の考え方をどう捉えるかだとは思いますが、先ほどの市民の会からのご提案では、なんでもかんでも立案段階からということではなく、「基本的な政策等」とある程度限定しているが、この「政策」の立案段階からの情報提供は、行政上なかなか実行するのは難しいというのが永長委員のお考えだと思うが、そのあたりをお聞かせいただければと思う。

永長委員

- 「情報の提供」という中で、段階がいろいろある。市民の会の皆さんは、パブリックコメント要綱にあるような重要な計画等に限定するというご提案だと思うが、解説なりを付けて、限定的に運用していくというの

であれば良いと思う。

鈴木(弘)委員

- 条例になった場合、解釈運用によっていかようにもなる。悪意を持ってこれを求められてくると、市の行政が混乱することを懸念している。
- 情報の提供の仕方も、いろいろあると思う。計画によって変わってくる。
- 例えば、(パブリックコメント要綱の)第3条第1号に「市の基本的な制度を定める条例の制定または改廃」とあるが、条例を定めるのは議会だと思う。その制定改廃の立案段階で市民の方々や関係者に公開したり、意見を求めたりというのは、行政の執行上なかなか難しいという判断なのかお聞きしたい。

永長委員

- 私が申し上げたのは、条例として一般的になると、出せないものも「出せ」と言われてしまうと困るということである。
- ちょっと脱線してしまうが、県でも以前は公文書公開条例という名前であったものが、全国的にもそうだと思うが情報公開条例になり、出すものも範囲も広がっている。また、情報公開制度ができたことにより、パブリックコメントもどんどん分かりやすく説明するようになってきている。
- まちづくり条例は、私なりには理念条例としてとらえているが、まずは早く出すという形の中で、「立案段階」のように限定的にしてあまりにも行政に重い課題を課せられるのは疑問。条例で市民の方に積極的に出していくということにすれば、市民の皆さんも変わっていくと思う。

犬飼委員

- 例えば、具体的な例を出すと、図書館の移転と指定管理者への委託が12月議会で決まったが、図書館の移転等については、24年度から企画が上がっていたのではないか。実際に図書館協議会にかけられたのは、去年の6月からだったと思う。協議会が答申を出す前に、12月議会で決まってしまった。
- そのような経緯を考えると、図書館に関しては問題が提起されて初めて、議論が沸いているのではないかと思う。やはり、もう少し市民にもっと広く公開して、さまざまな意見を拾うべきではなかったか。賛否両論があり、結論としては同じで、やむを得ないということになったとしても、市民の施設であるから、「このような案があるが皆さんどのようにお考えか」というように、情報の公開が必要ではないかと思う。
- アンケートも実施したようだが、180数名、それも利用者に対してのみ。図書館協議会に一般市民が参加しているといっても、協議会のメンバーは市長が指定した者であり、真の市民への情報提供、市民参加ではない。むしろ、その場に自分がいたとしたら苦しい立場だと思う。傍から見てもそのように感じている。

三浦委員

- 図書館については、ご指摘のとおり、説明不足で、悪い例であった。私どもも十分反省している。このまちづくり条例ができれば、今まで以上に情報公開も早く、ご意見も伺う。これをつくることによって、図書館のような反省も踏まえてやっていこうと考えている。図書館の場合は、

関谷会長

確かに意見の集約方法が不十分であったことを反省している。

- このような文言を巡ってよく議論になるのは、ある程度固まってしまっているものに対して市民が意見を言っても、反映のされようがないではないかということである。
 - 市民の側からすれば、いろいろな検討がなされ、場合によっては修正が出されるというやり取りがなされていくのであれば、ある程度やりがいを持って意見を言うこともできるし、その案件についての建設的な意見を言うこともできるが、固まっていて変更ができないものの中には結構あると思う。そのような部分を少しでも克服するために、固まってしまいう前に、どんなことがいま市で議論されているのかをオープンにし、積極的に共有され、それを巡るやり取りや議論がなされるということが確保される必要がある。
 - パブリックコメントは、市民の意見を幅広く吸い上げることが制度の趣旨であるが、実際は最後に固まっていて、一応意見は聞くものの、実際には大幅な修正になっていないというのが実情である。そのあたりも含めて、意見が有効に取り上げられ、市民の意見がそのとおりになるかどうかは議論次第だが、「議論される」ということが保障されないといけないのではないかとというのがよくいわれるところである。
- 田中委員
- 今の話の中で、行政サイドとして、企画段階から公表するということが難しいというのはよく分かる。従来のように、審議会等の議論が始まったところで、パブリックコメントと言われても、現実問題としてかなり厳しいと思う。
 - 特に、今度の（市民の会で）修正された「市の基本的政策」の部分について、パブリックコメントをこの段階でやっても、遅いのではないかと思う。市民の側も、市の基本的政策であってもいろいろな意見があり、結論が出るまで当初の予定よりも延びてしまい、ずれてくるということもあるというあたりを覚悟しないと、問題はクリアできないのではないかと思う。
 - 当初の予定が今年度末であったものができずに、来年の12月まで延びてしまったが、それは市民の意見が反映された結果、そのように直っていくということであるならば、市民サイドがその負担を覚悟で議論するのであればそれでもいいと思うが、往々にして「当初の予定と違って行政は怠けている」などの批判が出てきてしまうと、やりようがなくなってしまう。
 - お互いに、一つのを協働でつくり上げていこうというのであれば、それぞれに増加する負担を負っていく覚悟を持たないと、直しようがない。条例をつくっても意味がないのではないかということにもなりかねないと思う。
 - 企画段階、その事業が必要か否かについて事務方で基礎資料を集めると

ころから（情報を）出せということになると、やってみただけ今の段階ではやりようがないとなっても後で引っ込みがつかなくなってしまうということも出てくる。ある程度素案ができたところ、審議会のような具体的な市民参加を行う前段のところあたりからでない、現実問題としてやりようがないのではないかと思う。

麻生副会長

- 企画段階から市民参加ということは確かに良いと思うが、現実的に考えたときに、先ほど、その場面で中止したほうが良いとなるかもしれないというお話をされていたが、市民といってもたくさんいるわけであり、市民全部が集まって多数決を行えばよいが、現実的にそれは無理であり、そこに参加できる人は限られている。行政側は、いろいろな全体を見た中で、これをやったほうが良いとか考えて企画する。その部分だけ市民が見て、それはやったほうが良いとかやらないほうが良いとか言ってしまうと、全体のバランスがとれなくなってしまうと思う。やはり、我々の代表である市議会議員もいるわけであるし、きちんと全体を見た中で、やった方がよいものはやる、ダメなものはダメと否決する。そこに任せた方が私はいいと思う。
- その場に出て、声の大きい人の意見が通ってしまう。全体的にバランスよく物事を見て、やるやらないを決めないと、いろいろな市民がいるので、なかなか理想どおりに運ばないような気がする。もう少し、まとまった段階で修正するようなところに参加したほうがスムーズにいくと思う。

中山委員

- 今回、市民の会の皆さんから修正案が示されたが、「市の基本的政策等」の「等」は何を指しているのか。また、計画を削って「立案段階」としており、模式図の中で計画の最初ではなく少し経ってからという意味だと思うが、「計画立案」から「計画」を除いた理由をお聞きしたい。

犬飼委員

- 「計画」は模式図の四角の中に示したように、非常に広い範囲を指す。
- 資料に「参考」として示したが、他市町村でも「企画立案段階」「意思決定の過程」などの言葉を用いている。「当初から」という例もいくつか見られる。「計画」を外したのはそのような理由からである。
- 「等」については、パブリックコメント要綱の第3条に「市の基本的な政策等」という表現があるため、それをそのまま引用したもの。意図としては、企画から策定までの全てを指すものではない。

中山委員

- そうであるならば、「市の基本的な政策等」が具体的に何を指すのか、別に定めるということか。

犬飼委員

- パブリックコメント要綱第3条の1号から4号まで列挙されているように、市がパブリックコメントの対象とするような政策についてということになる。

中山委員

- いまお考えなのは、パブリックコメント要綱に掲載されているものをそのまま引用するということで、具体的に市の重要政策が何であるかをと

犬飼委員

らえているわけではないということか。

- 具体的にこれとこれという決め方を私たちはしていない。あくまでも市がパブリックコメントに載せるようなものについて、ここで取り扱っているのは参加ではなくあくまでも情報の提供なので、「今度このようなことを実施するがどう思うか」という最初の段階での情報提供になると思う。いろいろな意見があるかもしれないし、ないかもしれないが、「知る」ということが大前提であり、「知る」はできるだけ広いベースで考えている。その上に「参加」や「協働」があると思う。
- 参加や協働ではなく、情報の提供の段階で、例えば図書館が非常に老朽化しており、財政難でもあるので、第三者に委託をするという計画もあるといったような、もっとさらっとした情報の提供の仕方ができないものかと思う。
- 今日配布した資料の裏側になるが、まちづくり条例や自治基本条例を持たない自治体でも、さまざまな試みをしている。情報の提供は四角張らない方法もあると思う。
- パブリックコメントに地域福祉計画の第2次計画が掲載され、意見が公募されている。第1期は平成20年にスタートし、実際にやったのは社会福祉協議会だが、これももう少し行政がタッチして、市が先導してもっと市民を巻き込む形にしたなら、もしかしたらまちづくり条例などつくらなくても、市民が自主性と自立性を持ってやっていこうという組織が少しずつ芽生えていったのではないかと思う。とても残念であり、地域福祉計画はもっと広く情報提供すべきだったのではないかと思う。
- 情報は、早い段階で、格式ばったものでなくてもいいので、広く知らせていくということが必要。
- 子どもに情報提供するような気持ちでわかりやすく書くと、何も知らない私たち市民にとってはとてもわかりやすい。耳に入りやすいし、目にも入りやすい。そのような工夫をしながら情報提供をしていかないと、新しい展開ができていかないのではないかと考えている。
- いろいろなご意見を頂戴しているが、「早い段階」といっても、あまりにも早すぎると、何をどのように発信すればいいのかがわからず混乱をきたしてしまう。前回の議論にも出ていたように、ある程度のたたき台のようなものが提供され、それについて市民がどのような考えを持っているのかを聴き、もちろんたたき台であるから、それについてのやり取りがなされるのが最低限担保されるかどうかポイントになる。
- 今回市民の会の皆さんが「政策等の立案」とご提案されたのは、要するに「たたき台」のことであるかと思うが、いかがか。その中身もいろいろあるかと思うが、たたき台、あるいはもう少ししっかりした原案に近いものが出てきて、それが事実上修正のきかないものであればよろしくはないが、そのたたき台なり原案なりを巡って、いろいろな意見が拾い

関谷会長

上げられていくということが担保されれば、ここで言わんとしていることの趣旨はある程度押さえられるのではないかと思う。

北田委員

- 「立案」という考え方を持ってきたが、「立案」にもかなりの幅がある。いろいろな意見が出たら、それが反映されるような案の段階が「たたき台」だと思う。ここを起点にして、できるだけ前に持って行ってほしい。
- 立案段階は案をたくさんつくる段階なので、その中で早く出してほしいというのが私たちの考え方。
- 先ほどもお話が出ていたが、公表の時期がだんだん早くなっていくのか、遅くなっていくのか。「立案段階」といって、たたき台ができてからそれがどれくらい早くなっていくのかは、運用をしていく中で、「これはもっと早く出さなくては」「これはもう少し遅くてもいいのでは」といったようになると思う。

- 行政側で「立案段階」と思われる時期に出したところで、それを受け取った市民がどのような判断をするのかによって決まってくると思う。何度議論しても、決まった位置ができるというものではない。

- (条例が)できてしまえば、行政側で「企画立案段階」と考える時期に公表が行われ、それを受けて市民が議論した段階で、どのような考え方になるのか。「もっと早く出すべき」となるか、「もっと遅くてもいいのでは」となるのか、それは運用していく中で決まっていく問題だと思う。

関谷会長

- おそらく実際問題として、「計画立案」としても「立案段階から」としても、線は決められないと思う。これは運用上で試行錯誤を重ねながら、どの情報がどの段階で出されるのかという茂原市なりのものをつくっていくしかない。どの文言を持って来ようにも、定義しようがない。

- 押さえておいていただきたいのは、条例に盛り込む文言は常に解釈にさらされるということ。言葉を明確にしたからといって、100%これだと言いきれるものではない。皆さんに同時にお考えいただきたいのは、解釈の中でどのように運用していくことが大事なのかということである。

- 「できるだけ早い段階」をどこに線引きするのかというのも、なかなか文言だけでは決められないところでもある。必要最低限の文言は盛り込むとして、実際どこにどれくらいの早い段階でどのような情報が提供されていくのかというのが行政・議会の努力の問題でもあるし、逆にそのような情報が必要であるのであれば、市民も情報を求めていくという意味での努力が必要。各方面での努力の積み重ねで、望ましい位置が見えてくることになるのではないかと思う。

- あまりこの議論だけを重ねても收拾がつかないところもあろうかと思うので、文言を固めてしまわなくても、だいたいの趣旨を確認して、おいおい文言を固めていくという形でもよろしいか。

事務局(企画
政策課主査)

- いま関谷会長にまとめていただいたものを、事務局において意を汲んで次回提示させていただくということでもよろしいか。

- では、もう一度ポイントを確認させていただくと、できるだけ早い段階が望ましいということについては、ある程度の合意が得られた。
- どこに線を引くのかはなかなか難しいところだが、あまりにも固まりすぎて、意見を言っても何も変わりようがない段階で情報が発信されても、市民の側からしたらやりようがないということになってしまう。あまり遅きになりすぎても困るので、ある程度のたたき台をやり取りし、それに対して市民も意見を言えるということを確認するという意味で、原案では「政策等の立案段階から」とされているが、できるだけ早い段階にたたき台のようなものが情報として共有され、市民もしっかり意見を言えるような場が確保されるということを押さえておけば、この部分についてはある程度カバーされるのではないかと思うので、事務局と詰めながら次回また皆さんにお諮りしたい。
- それに加えて、これまでの議論に出てきていないが、皆さんにお諮りしたいのは、第5条第1項で「市政への市民の参加が促進されるよう」となっているが、「情報の共有」は、「市政への市民の参加が促進される」ためだけなのかということ。そのような解釈も場合によってはなされる。「参加したくない市民」もいるが、「情報は持っておきたい」と考えるかもしれない。「参加をする」ということだけを念頭に置き過ぎると、限定された市民になってしまうことにもなりかねない。ここはむしろオープンにしておき、あくまでも情報が幅広く共有され、意見を言いたい人には言えるような環境を少なくとも最低限担保しておけばいいのではないかというのが一つである。
- もう一点、提言書の第10条をご覧くださいと、「参加の機会の保障」とある。「市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。」という文章だが、これと第5条第1項は連動してくる。「参加するために情報が必要になる」、「情報があるから参加する」という、両方の方向性があり得る。2つの条文はリンクして捉えるべき。
- いろいろな参加をしていく中で、もっと情報の発信が必要ではないかという声が多くなっていけば、情報発信のあり方を考えることになるかもしれないが、初めから線を引くことはできない。必要に応じて情報が共有されていくようにするというところを押さえておけばよいのではないかと思う。他の条文との関連でも、ある程度の解釈運用をしていこうということで、ご確認をお願いしたい。
- 一つ目に申し上げた「市政への市民の参加が促進されるよう」という文言は限定的であるように思うので、もし皆さんの賛同が得られれば、この文章については削除したいと思うが。

(異議なし)

- 今のことを踏まえた上で、次回までに改めてまとめさせていただきた

い。趣旨については、ご確認させていただいたということにしたい。

犬飼委員

- 続いて、第5条の第2項以降についても、修正していただいているので、手短かに市民の会の皆さんからご説明願いたい。
- 第2項は、市民の個人情報の保護が確実にできるかについて、第3回協議会の後で話し合い、やはり問題があるかもしれないので、削除をお願いし、ここでの趣旨は市民が持っているまちづくりに関する情報やノウハウを生かせるような制度や仕組みにつなげることであるので、第3章の「市民参加のまちづくり」の中に提案制度の条を起こして入れることを提案したい。

関谷会長

- これに代わるものを、意味合いを変えて後の章に追加したいとのことであるので、そのときに議論させていただくこととして、この第2項については市民の会の皆さんからも削除でいいのではないかとのご提案であった。
- 前回協議会の議論の中でも、この部分については個人情報との関連もあるので、削除がいいのではないかという声が比較的多かったと記憶している。改めて、第2項については削除ということではいかがか。何らかの形で残しておきたいというご意見があれば伺っておきたい。

委員一同

(異議なし)

関谷会長

- 「市民の持っている有効な情報を提供する」というのは、市民が決めることであり、参加ということに関わってくる。
- 参加をしたいといった場合に、どのような情報が発信・共有されていくか。どちらかというところ、参加という枠組みの中で捉えていった方がいい部分であるかと思う。この第2項については削除ということにしたい。
- 続いて、第5条第3項についてお願いしたい。

犬飼委員

- 第3項は、情報の公開の重要性を強調するために必要と考える。
- どのような場合や方法で情報を得られるかを知らせるため、「茂原市情報公開条例、茂原市行政手続条例の規定に基づき」という文言を入れた。
- 先ほど関谷会長から「解釈指針になる」というお話があったが、まさにその意味で、私たち市民にとっては、特に行政手続条例などは読みにくい条例であり、そのようなものが細かな規定としてあるという一文があれば、とても助かるのではないかと思う。

関谷会長

- 行政手続条例については前回特段触れていないと思うが、それも含めて、市及び議会が市政について、市民に対して説明する責務を全うするという趣旨で、これらの条例を制定運用するというような位置付けをここにしておいてはどうかというご提案である。
- 提言書では、「求めに応じ保有する情報を適切に公開する」ということで、一定の中身が書かれていたが、それも含めて情報公開条例の解釈運用でそこをまかなっていく、その基本的な趣旨は「市政について市民に説明する責務を全うする」ことを一つの根拠として、包括条例の基本的

な位置付けとしてここに図っておいてはどうかというご提案であるが、いかがか。

永長委員

- 前回、私どもはこの部分については別の条例で定まっております、削除でいいのではないかとご提案したと思うが、あえて分かるように載せるということについては特に異論はない。
- 行政手続条例の規定が先ほど提示されたパブリックコメント要綱につながっているのか。県では、行政手続条例は条例に基づくパブリックコメントだけであり、こちらの要綱にあるような「市の基本的な政策」などの条例に直接関係ないものは該当しないので、抜けてしまうのではないかと感じる。

事務局(企画
政策課主査)

- 行政手続条例については、本日のパブリックコメント要綱のような形で、次回皆様にお示し、ここに行政手続条例と情報公開条例を並べて書く必要があるのかという点も含めてご検討をお願いしたい。

北田委員

- 「行政手続条例」という文言が出てきたが、県にも行政手続条例があり、市にも行政手続条例がある。これは、主として認可、許可等の行為を行うときに必要となる決まり事を定めているものである。
- 例えば、申請があつたら何日以内に許可をしなければならないとか、不服があつた場合にどうするかなどの規定である。
- 茂原市行政手続条例の中では、「他の条例に規定があるものを除く」とされているので、情報公開条例で規定されるものは除かれることになっている。

犬飼委員

- なぜこれ（行政手続条例）を入れたかという点、第6次の（行革大綱実施計画）の中に、説明責任（アカウンタビリティ）の充実というのがあり、そこに「行政手続条例等」がうたわれているからである。
- 北田委員からも話があつたように、処分や行政指導に関わる部分で、私たち市民に対する平らな説明責任・応答責任ではないが、（第6次行革実施計画に）入っていたので、このような規定があるという意味で入れた。特に入れなければならないという趣旨のものではない。

関谷会長

- 行政手続条例については、私も確認しておらず、今日初めてお聞きになった方もいると思うので、次回までに改めて確認させていただくこととしたい。
- いずれにしても、情報公開条例をはじめ、関連条例をここに入れた形でこのような位置付けを図っていくということについては、それほど問題はないのではないかと思います。特に問題がないのであれば、どの条例をここに位置付けるかはお時間をいただくとして、そのような趣旨で入れるということにしたい。
- 続いて、提言書原案の第5条第4項の「会議の公開」については、市民の会の皆さんからは特段修正がなくこのまま盛り込みたいということであったが、前回の協議会ではこのあたりの議論があまり膨らまなかつ

事務局(企画 政策課主査)	<p>た部分でもあるかと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 審議会の公開は要綱で整理している自治体も多いが、このように、条例で明確に位置付けるべきという考え方もある。 会議の公開については、茂原市の現状はどうなっているか。 情報公開条例に「会議の公開」を位置付けている。本日の協議会も含めて、会議がいつ行われ、傍聴人を何人受け付けているかというような情報を出している。また、会議が終了した後は、どのような会議内容であったのか、会議録も含めて出している。
関谷会長	<ul style="list-style-type: none"> あくまでも情報公開条例を別途定めているということで、その解釈運用の中で捉えるのであれば、特段ここに入れなくてもいいのではないかという考え方もあるが。
永長委員	<ul style="list-style-type: none"> 前回、おそらく第3項と第4項について、他に条例があるのでここに載せなくてもいいのではないかとご提案したのではないかと思う。 先ほど第3項については残す形となったので、第4項についても敢えて(まちづくり)条例に明記するという方向であれば、それで良いと思う。
関谷会長	<ul style="list-style-type: none"> 特段差し支えなければ、このまま盛り込むということで確認させていただきたいが、いかがか。
委員一同 関谷会長	<p>(異議なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ご異論がないようなので、このままにしておくことにしたい。 続いて、第6条「個人情報の保護」について市民の会の皆さんからお願いしたい。
北田委員	<ul style="list-style-type: none"> 前回の会議で、個人情報保護条例があるからそれで足りるのではないかというご意見があったかと思うが、市民の会で再度議論し、個人情報の保護はとても重要な問題であり、今回のまちづくり条例の中でも個人情報を保護するということを明確にする必要があるということになった。 実際の運用については、個人情報保護条例で行われることになるので、文面的には一部修正をした。 また、主語が「市は」になっていたが、市だけではなく議会も含めて、一般的には「役所全体は」という形で捉えている。 「市及び議会は、茂原市個人情報保護条例の規定に基づき、保有する個人情報の適切な取り扱いを確保しなければならない」と修正提案したい。
関谷会長	<ul style="list-style-type: none"> これも先ほどの情報公開と平行な部分がある。市及び議会が個人情報の適切な管理をすることについて、個人情報保護条例を位置付けていることをこの第6条にうたうということで、これについても特段問題はないかと思うが、いかがか。 非常に形式的な言葉ではあるが、改めて位置付けを明確にしておくということが趣旨になる。
委員一同	<p>(異議なし)</p>

- 関谷会長
- それでは第 6 条までは以上のようなこととし、繰り返し申し上げるが、ある程度合意いただいた部分については、まとめたものを次回資料として皆さんに共有したいと思う。
 - 続いて、第 7 条「説明責任・応答責任」については、かなり幅広いことが盛り込まれているので、いろいろなご意見があろうかと思うが、まずは市民の会から簡潔に説明をお願いしたい。
- 犬飼委員
- 第 7 条第 1 項について、情報を共有するためには、提供された情報を理解しなくてはならない。そのためには、分かりやすい説明と分からないことに対する応答がとても大事だと思う。
 - 「計画立案段階から」という点については、第 5 条第 1 項と関連があるので、第 1 項の文言が確定してからの表現になると思う。
 - 説明責任と応答責任について、情報公開条例は一方向性であり、行政から市民への提供しっ放しでもかまわないことになっていた。だが、これ（説明責任・応答責任）を設けることにより、分からなかったことに対して応えていただき、そして共有が成り立つことになる。その説明と疑義に対する応答である。その意味では、行政手続条例の説明責任・応答責任とは異なり、もっと広い範囲ということになる。これからの展開にとって、とても大事な部分であると思う。
- 関谷会長
三浦委員
- この第 7 条について皆さんのご意見を頂戴したい。
 - 今回の市民の会の修正案では、「市及び議会」と議会が加わっているが、「計画や実施、評価の各段階」という表現と議会がなじまないのではないかと感じる。
- 犬飼委員
- 結論から言うと、なくてもかまわないが、敢えて入れたのは、議会は市民の代表であり、市民の意見を代表していただいているので、市民とのつながりがとても大事だと思っているからである。市民と市と議会の協働ということを考えてときに、やはり議会との共通理解は大事であり、（市民の会での）話し合いの中で、議会が漏れているのではないかということになって付け加えた。皆さんが不要ではないかというご意見であれば、外していただいて構わない。
- 三浦委員
- 第 6 章（議会）で、議会に特化したものが出てくるので、そのあたりを鑑みて、今日は暫定的に入れておいても、第 6 章に検討が及んだときにまた振り返ってもいいのではないかと。
- 関谷会長
- 説明責任・応答責任については、条例によって位置付け方がまちまちのようである。
 - 市民の会の皆さんからご提案いただいているのは、基本的に行政を想定されているのではないかと思う。議会を削除してもかまわないというお話であったが、説明責任・応答責任というのは、原理原則論からすれば、行政・議会両方に当てはまる。市民の負託を受けてその立場・職責を全うされているので、付託されたことに対して責任を全うしていく、その

一つとして説明責任・応答責任があると考えるのであれば、私は行政だけに限定する必要はないのではないかと思います。そのあたりを皆さんがどうお考えになるか。

- 確かに、三浦委員がおっしゃったように、この後で議会の項目、行政の項目があるので、そちらに委ねるという考え方ももちろんある。条例の形式上の位置付けにも関わってくる。ただ、このような形で説明責任・応答責任を特出しして書くというのは、近年の条例の中では比較的に見られる傾向である。

- 「市政の計画立案、実施、評価の各段階において」とあるが、ここまで書くと行政と議会ではプロセスが異なるので、同じように捉えるのは難しいと思う。具体的に書くのであれば行政だけに限定してしまうのも一つだが、行政だけに限定するとバランスがどうかと私個人としては気になるところ。

田中委員

- 第5条の「市政に関する情報の共有」のところで、今日の会議の段階では「市及び市議会は」という出だしで「計画立案段階から云々」という、ここと同じ文言が出てくる。

- 確かに実施、評価の部分になると、議会としては違和感があると思うが、「計画」を決めていく過程の話になると、議会としても関係してくると思う。逆に議会が入っていないとおかしなものになってしまうのではないかと。だからといって、評価のことについて議会の説明責任を求められても、実際にはそのような機能をほとんど持っていないので、そこは免責されていくと理解するよりほかないと思う。

- 出だしに議会を入れるのか、それとも第5条も議会を削除するのかではないか。

関谷会長

- なかなか悩ましいところではあるが、第5条については全体に関わるポイントが描かれているところでもあるので、あまり行政だけに限定し過ぎてしまうと「行政基本条例」のような意味合いにもなりかねない。そのような意味では、議会も対等に入れておく必要がある。ただ、入れる場合には今のままでは行政的観点があまりにも強すぎるので、少し文言を工夫する必要があると思う。

- 議会や行政という代表機関に課せられる説明責任・応答責任という趣旨で考えるのであれば、ここにこのようなことを入れることはあり得る。

鈴木(弘)委員

- 後段で「市民の役割」や「市民の権利」が書かれているが、協働の主体としての市民や議会、行政それぞれの役割分担、条例に基づくまちづくりの役割はどのあたりに載っているか。

- 今の議論は、市のやることと市議会のやることが併記されていることが矛盾になるのではないかとのご意見と受け取った。

- 市民、議会、行政のそれぞれの役割があって、説明や応答の責務の分担があると思う。

犬飼委員

- 市民、議会、行政のそれぞれの役割がある。議会は第 6 章、行政は第 7 章にある。

中山委員

- 議会側から申し上げると、計画立案や実施、評価は、まさに行政側はできるところ。議会側が計画立案を行うことは、若干のタイムラグがあればできるが、同じような目線でやったときは、条例に書いてあるではないかと言われて、議会が困るような気がする。

関谷会長

- ご指摘のとおりであり、市民の会の皆さんもそれを踏まえて議会という文言を外していいとおっしゃっていた。そうするのも一案である。
- それ以外に、ここではあまりにも行政のプロセスとして描き過ぎている部分があるので、例えば「市政に関してそれぞれの職責に対する説明責任・応答責任を果たさなければならない」というような形であれば、市と議会両方をカバーする形で原理原則を入れておくことが可能。
- 両者のプロセスが異なり、どの段階で何をしているかについては、役割や権限が違うので、具体的な中身についてはそれぞれのところである程度触れるようにすると、もしもここで説明責任・応答責任を入れるとすれば、両方に該当するような描き方をしておいた方がいいと個人的には思う。
- 議論を喚起するためにもう少し指摘させていただくと、いま申し上げたように、市と議会の両方を入れるのであれば、「市政についての与えられた権限に対する応答責任」ということで、両方に共通するような形で入れ込むのが第一案。
- 市民の会の提案では、説明責任は適切な方法により市民に分かりやすく説明するとあるが、これも一昔前の条例ではこのような表現はほとんどなかった。近年の傾向である。
- 第 7 条第 2 項については、少し分かりづらい点もあるが、「市民から意見、提案や要望が積極的に提出されるよう」工夫して応答せよとされている。説明責任のところではこれを入れる必要があったのか。市民参加の提案のところに入れ込んで、提案されたことについてどう応えるかは当然抱き合わせで出てくるので、敢えてこの第 7 条に入れる必要があるかどうかは論点になり得るところ。もちろん入れてもおかしくはないが、意見や提案、要望が出されるように工夫するということは、出す制度をきちんと整えるということで、制度そのものが条例の中に盛り込まれることになるので、それをもって充当するという考え方もある。ここは論点として提起しておきたい。
- 第 7 条第 3 項については、見方によっては良いと思うが、私が行政職員だとしたら嫌な条文である。市民に言われたら、なんでもかんでも対応しなければならない。無謀なことを言われても対応しなければならないとなってしまうとすると、なかなか難しいということも出てきかねない。これも、市民がいろいろな手法や制度を通じて要望を出すというこ

とを別立てで整えるということであれば、この第3項を入れる必要があるかどうかというあたりが一つの論点になる。

- もちろん、提案されたことに対してどう応えるか、内容をどう公表するか、どう改善措置を取るのかについてはいろいろとあるが、このようなことを言う立場は一般市民の立場もあれば、監査の立場もあれば、オンブズマンのような立場もあり、いろいろな立場があり得る。総じてお考えになっているかどうかも含めて、論点になると思う。

永長委員

- 前回の会議の際に前任者がどこまで申し上げたか不明だが、今の関谷会長の話を受けて、まず第2項については、修正案として、「市は、市民からの意見、提案、要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるものとします。」とし、第3項については削除を提案したい。
- その理由としては、第2項のうち、第10条（参加の機会の保障）に関わる部分についてはそちらに委ね、残る第2項と第3項を一つの形にまとめたというものである。

関谷会長

- 永長委員から改めてご発言いただいたので、それを踏まえてご意見をお聞かせ願いたい。
- 意見、提案、要望が出た場合には速やかに状況を確認して適切に対応するという趣旨で、第2項と第3項をまとめてみてはいかがかというのが市からの提案である。

三浦委員

- 第1項については、市も議会も説明責任・応答責任が当然あるので、そこを生かす形で、「市の基本的な政策等の立案段階から、実施、評価の各段階において」というところを、「市政に関する」といったような表現にするということではいかがか。

関谷会長

- 確認すると、第7条第1項については、「市及び議会は、市政に関することについて説明責任・応答責任を負う」とし、文言は変わる可能性があるが、市及び議会双方に市政に関する説明責任・応答責任があることを明確にするということで、原案にある「立案段階から実施、評価」という具体的なところは行政だけに関わるようなところもあるので、ここについては削除した形で、いま申し上げたような趣旨でまとめる。

- 第2項・第3項は、主語は「市は」にし、「市は、市民からの意見、提案、要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるものとします」とするというご提案をいただいた。

北田委員

- 今ご提案のあった第2項と第3項を統合して整理するということについては、趣旨としては残っているのでいいと思うが、改善状況については公表してほしい。どういうことを改善したのか、どんな人からどのような意見が出たのかということも、多くの市民が知る必要があると思う。
- 無体な要求を突き付けられて、それについてどうしたのかが（行政の）

内部だけに籠ってしまうことは問題がある。そのようなことを市民に公表し、「このような無体なことを言われ、市がどのように対応したか」ということを知らせること自体が非常に有効であると思う。

永長委員

- 処理状況の公表については、やっていただきたい。先ほどの文章の最後に、「市長は処理状況を公表する」ということを入れて欲しい。

関谷会長

- 公表については、私どもとしては第 10 条の「参加の機会の保障」のところに入れてたいと考えている。
- 第 10 条の第 2 項に該当するかと思うが、参加の機会を保障し、要望などにどのように対応したかという情報が表明・発信されることによって市民がより良く理解できるようになり、次のステップにつながっていくのであるとすれば、今のような趣旨は第 10 条に集約していくということでご了解をいただけるであろうか。
- 先ほどご提案のあったように、第 7 条第 1 項では市及び議会の両方に関する原理原則をうたい、第 2 項・第 3 項は両方をまとめたような形で位置付けておくとうっきりすると思う。

委員一同

(異議なし)

関谷会長

- ご異存がないようであれば、いま申し上げたような考え方で、改めて第 7 条を修正させていただきたい。
- 以上が、本協議会での一つ目の大きなテーマである「情報の共有」に関する検討であった。提案された条文に即しながら、それぞれの条文の趣旨等について議論をいただき、ある程度の合意が得られた。確認させていただいたことについては、次回の協議会までに改めて確認事項として皆さんにお示ししたい。
- それ以外に、この「情報の共有」について他に議論しておきたいことがあればお願いしたい。

丸嶋委員

- パブリックコメント実施状況一覧の中に「地域防災計画」があり、8 月 19 日まで公開されていた。私は自治会で地域防災計画に関心があったが、パブリックコメントが出た後、しばらくインターネットから消えていた。3 月末になって、4 月 1 日から実行するというので、やっと姿を現したという状況である。地域はどこも防災について関心を持っており、どうしたらいいか、最新の情報を得て地域のために奮闘努力している。そのような中で、最も基本的な防災計画については、決まったらすぐに出してほしいという思いがする。そのような意味で、行政にはスピード感がないように思う。
- これから超高齢化社会になるので、スピード感を持ってもらわないと、今日は元気だったが明日にはいないということもあり得るような社会の仕組みになっている。大半がお年寄りであるから、行政も日常的な場面でスピード感を持ってもらいたい。
- 今までの議論の中で、情報、説明責任・応答責任の担保はある程度でき

- たかと思うが、スピード感もどこかに匂わせていただきたい。
- 関谷会長
- 先ほど、市民がどの段階で関わるかということになるべく早くすることになったが、行政のプロセスそのものでもっと急ぐべきだというようにときもある。あり方については表現が難しいということもあるが、そのあたりについては行政側としてどうお考えか。
- 永長委員
- インターネットから消えたという点についてはよくわからないが、おっしゃるとおり、スピード感を持ってという意味では、この条例ができて魂を入れないと意味がないので、職員も責任感と危機感を持って仕事に臨むようにしてまいりたい。
- 関谷会長
- いまご指摘をいただいたことについては、行政運営の基本原則がこの後の章に出てくるので、そこで明確にうたうことは可能である。今の趣旨からすると、的確に迅速に物事を進めるということは、うたわれてしかるべき。提言書で言うと、第7章以降のしかるべきところに入れ込むことができるということで、確認をしておきたい。その段階が来たときに、また議論をさせていただければと思う。
- 林委員
- 先月からの「計画立案から」に関する議論を聞かせていただいた。情報公開ということでは、私は農村部におり、農業に従事しているが、最近の傾向として、原発事故以降、米に対する影響についての情報が、同じJA長生の管内においても、茂原市が一番遅い。郡部は防災無線で「(出荷条件を)クリアできました」という情報が流れる。茂原市の場合は、防災無線があっても防災に限られており、そのようには使えないということであった。農家にとっては、一日も早く出荷すれば単価が高くなるのに、私ども農業委員会としても要請したこともあるが、防災用途にしか使えないとのことであった。防災無線をつくるための補助金の関係などもあるのかもしれないが、そのようなことがあった。
 - 米ができていのに出荷ができず、どんどん単価が下がっていく。郡部ではどんどん出荷しているという状況である。これから毎年このようなことがあると思うので、少しでも改善してもらいたい。
- 関谷会長
- 現実の実態と行政対応のズレというのは、この問題だけではないかもしれないが、貴重な事例をご紹介いただいた。
- 三浦委員
- おっしゃるとおり、防災行政無線は防災用途に限って流している。今のようなご指摘を違う方面からもいただき、発信の仕方を何とかできないかと考えているので、今すぐにやるとお答えはできないが、今日のご意見については担当の方に伝え、何らかの方法を考えてまいりたい。少しお時間をいただきたい。
- 関谷会長
- あまり議論にはならなかったが、情報を発信する手法について、条文に設けている自治体もあったように記憶している。限定列挙になってしまいうという問題もあるので、条文そのものではなく、逐条解説などで手法を挙げて充足していくとしているところもある。

- 条文の趣旨を解説する逐条解説をだいたいどこの自治体もつくっている。「条例をこのように理解し、このように運用する」という解説のようなものを、特にこのような基本条例ではつくるものである。その説明の中で、手法について解き明かしていくというやり方もある。
- 手法の部分については議論しなかったが、今後のテーマにもいろいろ関わってくるので、しかるべきときに取り上げてまとめて議論した方がいいようにも思う。今いただいたご意見を含めて、情報発信・共有の手法をどう考えればいいのか、機会を重ねる上で考えていきたい。
- 限られた手法を使えば、限られた人にしか届かない。だから、多くの手法を列挙していろいろな手法を使うとしている条例もある。特定のありきたりのやりかただけではなく、さまざまなやり方を挙げ、その中から適切なものを使うとうたっているところもあれば、いろいろな手法を挙げてしまうと、それ以外の手法は使えないのかという議論も一方では出てきてしまうので、必ずしも限定せずに「適切な手法を用いて情報を発信していく」という条文にとどめ、具体的なところは別途煮詰めていくというやり方もある。手法の部分については、おいおい考えさせていただきたい。いずれにしても、今後の議論の中で手法の部分については出てくるはずである。

丸嶋委員

- ここに委員として出てきているが、我々は実生活の中で生活しているのであるから、行政の部分で改善してもらえるものは改善してもらいたいし、要望するものもいろいろある。
- 先ほど申し上げたが、自治会もそうだし、農業、商業などいろいろな方面がある。抽象的な条例だけで良くなるとは思えない。やはり手法を通して良くなっていくんだと思う。
- 超高齢化社会になればなるほど、誰もが皆経験したことの無いことで、解決策を誰も持っていない。それだけに、情報をたくさん出し合って、何かをしていこうという手法を提案でき、それを保障していくということを、関谷会長がおっしゃったように、ぜひやっていただきたい。

関谷会長

- この協議会は、いろいろな分野の立場からご参加をいただいているので、それぞれのところで問題になっていることをご発言いただいて構わない。手法の問題なのか、制度環境の問題なのか、手続きの問題なのか、おそらくいろいろあると思う。
- ここはまちづくり条例を検討する場ではあるが、それに関わる部分はどんどん共有していきたいと思うし、そうでない部分はそのような改善が図られるためにどのようなことができるのかが条例に関わってくるので、条例そのものではなくても、ぜひそのようなご意見は出していただければ、いろいろな形で膨らませることができると思う。
- ここでいったん休憩をはさみ、情報の共有に関しては、以上で確認させていただいたことを、次回の協議会までに改めて取りまとめたものを配

布してご確認いただきたい。もちろん、この後も別のテーマをどんどん議論していくので、そこで情報共有に関することが出てきたら、改めて立ち返るなど、議論を絡ませていきたいので、暫定的にご確認いただいたということにさせていただきたい。

(小休止)

関谷会長

- 続いて、「第3章 市民参加のまちづくり」についての検討に移りたい。
- この章では、誰が参加し、どのような意見や提案を出すのかから始まり、その後どんなプロセスの下に市民の意見が活かされていくのかにも関わってくる。
- 「参加」という概念はいま非常に進化を遂げている。カテゴリーとしても、総称して「市民参加」だが、「政治参加」や「行政参加」「議会参加」「社会参加」「地域参加」など、いろいろな意味合いがある。茂原市としては「参加」をどういうこととして捉え、その中で「市民参加」をどう捉えていくのか、そのあたりも皆さんのご意見を頂戴したい。
- 非常に幅が広い項目ではあるが、各ポイントについてご確認いただき、どんな参加が望ましいのかということについてご意見をいただきたい。
- 進め方としては、前回と同じように、事務局から条文を読み上げていただいた後、市民の会の皆さんから原案の基本的な趣旨についてご説明いただき、その後皆さんでフリーにディスカッションするというご意見をお願いしたい。今日は時間が限られているので、途中までになってしまうと思うが、次回もそのような形で進めてまいりたい。

(条文の朗読)

事務局(企画
政策課主査)

関谷会長

- 範囲としては第13条までになる。提言書は、市民の権利、市民の役割、参加の機会の保障、男女共同参画、子どもの参加、意見の公募などから構成されているが、時間の都合上、途中で終了となると思うので、一つひとつ進めてまいりたい。まずは、第8条(市民の権利)について説明をお願いしたい。

河野委員

- 第8条第1項は、市民の権利をうたっているが、権利があれば当然義務があり、通常思い浮かぶのは納税義務などである。発言に対する市民の責任もある。
- 今までは、市民がどちらかという行政からのサービスを受けるだけの存在であったが、そうではなく、これからは市民自体が自分たちの考えを持って、もっと積極的に行政に権利として伝えていかななくてはならないということで、市民参加という位置付けで「まちづくりに参加する権利を有している」とした。

関谷会長

事務局(企画
政策課主査)

- 関連するので、第9条(市民の役割)についても確認したい。
- (条文の朗読)

河野委員

- 第9条では、参加することを市民は強制されるものではなく、参加しなかったからといって不利益を被るものではないということをうたっている。

関谷会長

- 今日のところは、第8条と第9条の市民参加の権利や役割のあたりになると思う。その後、第10条ではそのような参加の機会を制度環境として整えるということで、市ないしは議会がそれをどのように保障していくのかについてうたわれている。それは第8条・第9条とセットになる。
- 例えば、権利が認められても、権利を行使する環境が整っていなければ、やはり絵に描いた餅になりかねない。そのような意味で、第10条で制度環境をどう整えるのかという議論が出てくる。
- その後、第11条や第12条については、女性や子どもについてであり、これも最近の条例の一つの傾向である。「市民一般」という語り口だけだと、どうしても漏れてしまう部分があり、敢えて「女性」や「子ども」をうたうことで、よりその原理性を明確にするものである。それも含めて、今後議論してまいりたい。
- 今日はまず第8条・第9条あたりで議論いただければと思う。議論を喚起するためにポイントを申し上げると、第8条については、市民はまちづくりに参加する権利を有しているという、文字どおり「権利規定」である。何をもって参加できるのかというと、「権利を持っているから」という論理関係にあり、最もベースになるものである。
- 第2項は「知る権利」であり、これは設けている自治体と設けていない自治体が分かれる傾向にあるが、提言書ではここに位置付けている。
- 第3項は少し議論になるかと思うが、「市民によるまちづくりの活動は自主性と自立性を尊重するものとする」ということになっており、先ほどの（河野委員の）説明では、義務や責務規定の意味合いを少し持たせているということであったが、権利ばかりではなく、そのような側面も少し入れるべきというお考えであるかと思う。
- ただ、ここはいろいろな考え方があり、我々政治学者の中でも見解が分かれている。このようなところに盛り込むのは権利だけでいいという考え方もある。責務とか義務を負うのは権限を与えられている方々であり、主役は市民である以上、その市民の責務や義務を書くのはおかしいのではないかという考え方が一方ではある。
- 責任や責務、義務など、厳密にはいろいろあるが、先ほど説明責任などの話をしたときには、市民の代表者として首長や議員が選ばれており、「権限が委ねられた」ということに対して発生する責務があるというのが一つの考え方。では、市民はそのあたりをどう考えればよいのかというのが、一つの大きな論点になる。考え方はいろいろあるので、ぜひ皆さんのご意見を頂戴したい。
- 提言書では、お互いの自主性・自立性を尊重し合うということで、おそ

らく意味合いとしては、市民が市民に対して一定の配慮、少し強く言えば責任のようなものを持つべきだ、むやみに参加せよとなってしまうのをある程度防ぐということで描かれているのではないかと思う。それも含めて、このことをどうとらえていくのかが論点になると思う。

- 第9条には「市民の役割」とあるが、ここも考え方がいろいろある。「役割」は条例で決めるべきではないという考え方をする人もいる。かたや、議会や行政と同じように、市民も一定の役割を描き、市民も一緒にやろうという、半ば宣言的な形で入れ込むケースもある。市民として、このようなことをしなくてはならないのではないかというニュアンスで描かれる場合もある。描き方はまちまちであるが、提言書としては「まちづくりの主体であることを自覚する」とされており、まちの担い手であることを我々市民が自覚しようではないかという意味合いである。
- 「積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする」というところも見解が分かれるところで、「努める」のはいいが、参加したくない人はどうするのか。「参加することは良いことだ」という前提に立って条文をつくるとこのようになる。おそらく、市民の会の皆さんはそのあたりを配慮して、「参加しなかったことに対して不利益を被らない」という文言を追加してバランスを図ろうとしているものと思う。
- 「参加する自由、権利」があるのと同時に、「参加しない自由、権利」があってもいいのではないかということ踏まえるとすれば、このあたりをどのように描くべきかということが論点として挙げられる。
- 第9条第2項は第8条第3項とある程度連動するかもしれないが、特に自己責任を持つようにしようというニュアンスのことが書かれている。
- 権利と責務、義務の関係をどうしていくのかというあたりと、参加するしない権利、自由を含めてどう描くかということ、論点として提起しておきたいので、それも含めて自由にご発言をお願いしたい。
- インスピレーション的に、参加する「権利」というと、何か引つかかる。どこか堅苦しいような、変な意味になってしまうのではないかと思う。
- ここにいらっしゃる方々は、私も含めて、まちづくりに携わっている方々で、それは「権利」なのかと言われると、引つかかるものがある。次の項目も、初めは「義務」かなと思ったが、それも厳しいと思う。もっといい表現はないものか。
- 一つには、もともと法律用語として「権利」が出てくること自体があるし、「権利」は何かをしようと思ったときに「私には権利がある」というための、いわゆる「防波堤」のようなイメージで捉えられる。何かができないというときには、「権利が侵害される」ということになる。
- 一般的には上記のように使われるが、ご指摘のように、まちづくりに参加するのはそもそも「権利」の問題なのかというのが論点としてあり得る。

千葉委員

関谷会長

鈴木(弘)委員

- 「市民はまちづくりの主体」と掲げられているが、一方で、計画の主体はどちらかという行政であるというように今日は受け取った。
- 主体性、関与の仕方はどうなのか。私が思うには、パートナーシップのような考え方があるのではないか。行政がやるべきことは行政がやる、それに対して市民は意見を出すというのは、パートナーシップの観点からは果たしてそうなのかとも思う。そのあたりは、行政を実際に執行する立場からすれば、執行上責任を持っているので、その経験上、なんでもかんでもという訳にはいかないのではないか。
- 「まちづくりの主体」の主体性がどこまで許容されるのか。他の主体は誰か。

高信委員

- 人生を振り返ってみると、自治会や地区会、子ども会などに参加してきたが、先ほど関谷会長がおっしゃった「参加しない権利」は、私はあまり主張しない方がいいのではないかと思う。
- 人をまとめていく仕事に携わってきたが、例えば避難訓練一つを取っても、声をかけられたら参加するご婦人が多く、声をかけられなかったら出ていかない人が多かった。
- 「個人情報」というと、電話番号すら拒否するなど、堂々と若い人たちが言ってくる。昔と変わったなと思う。以前は小学校に連絡網があり、何かあったときには電話一つで便利だったのに、今はやたらと「個人情報」と言って、若い人たちから自分に有利なことばかりを言われると、自治会などの人をまとめていく立場からすれば困ってしまう。
- 市から地区で避難訓練があると広報紙で知らされて、実際に10月にやったときがあったが、100人集めるのに、その当時の自治会長のところには返事が誰からも来なかったと聞く。1月から毎月1回ずつお知らせしていても、当月になってあと数日の段階で避難旗もできていなかった。
- 「参加しない権利」や「個人情報」を主張するよりも、鈴木委員がおっしゃったように、パートナーシップ、団体生活での協調など、大切なものを周りから声をかけ合っていくべき。これからは高齢化していくのであり、先日も近隣の高齢者の方に食べ物を届けたが、とても喜んでくれた。人として、「参加しない権利」を表だって主張されるとちょっと困ると思う。

河野委員

- (千葉委員が) おっしゃられたように、「権利」という言葉は堅苦しいとは思っている。他に良い言葉があればよいが。
- このような言葉は、一昔前では出てこなかったと思う。どんどん経済成長して、税収が上がり、行政が全部やってくれればよいが、そういう世の中ではなくなくなってきている。市民も行政も議会もいっしょになってまちをつくっていかなくてはならない。当然、これからは高齢化社会になっていくのであるから、そのような意味でも、「権利」という言葉自体

は別として、位置付けているところである。

- まちづくりにおいては、主体は市民となっているが、もっと小さく言う
と自治会や家族というところまでいくのかもしれない。
- 提言書はこのような形になっているが、まちについては自分たちでつく
っていくしかないということを、市民がしっかり持っていただかなくて
はならないのではないかと思う。
- 第8条第3項には主語がない。市民の会でも議論したが、この(文章の)
前に、「市民及び市は」と入れてはどうかと思う。
- まちづくりの主体として「権利」という言葉が引っかかるというお話で
あったが、「知る権利」はかなり古くからある。その「知る権利」と連
動するのではないかと思う。
- 「まちづくりの主体」についてのお話もあったが、主体は三者である。
もし「主体」という言葉が不適切であれば、別の言葉でも良いのだが、
まちづくりの主体は市民、市、議会であり、それぞれの立場や活動があ
る。それらが重なり合うところが「協働」というところになり、「協働
のまちづくり」ということになる。
- 高信委員がおっしゃった「参加しない権利」は、参加しないことによる
不利益を被らないことについてのお話であったが、私はいろいろな考え
方の方がいて、9万人いれば9万通りの考え方、生き方があると思う。
大事なことは、それぞれが尊重されることであり、まったく真逆という
こともあるだろうが、真逆でも尊重されることが重要であると思う。参
加しないということについて、否定はできないという考え方である。
- 私が言ったのは、「参加しない権利」を主張されるのは困るということ。
近所に何十年も住んでいて、お母さんの介護をしており、回覧板やゴミ
出しなどはきちんとしていても、声を聞いたことがないという人がいた
が、私が自治会長をやっていたときに、草取りをやったときの慰労会で
カラオケを歌ってくれて、初めて声を聴いた。歌も上手かったと知った。
- 先ほど避難訓練の話をしたが、ただ回覧板を回しただけでは誰も集まら
なくても、何とかしてくれと会長から頼みがあり、声をかけていたら、
集まった女性同士でいろいろな話が出た。みんないろいろな境遇で育っ
て生活しており、喜ばれた。「参加しない権利」ではなく、声をかけ合
うことがとても大事だと思う。私の場合だけかもしれないが、案外と声
をかけてもらうことを待っている人が多いのではないかと感じた。
- 高信委員のおっしゃる通りだと思う。条文の中で「参加したくない権利」
をわざわざうたう必要はないが、それが否定される状況があってもよろ
しくはない。そこはどう考え、表現していくのかだと思う。
- 先ほどの「参加しない権利」というお話について、私どもも青少年相談
員という活動をしていたり、私自身もPTA活動をさせていただいてい
たりするが、役員になられた方でも、共働きなどいろいろな家庭の事情

犬飼委員

高信委員

関谷会長

齊田委員

等があり、参加できない場合もある。そういう場合に「なぜ参加しないのか」と言われたら、困るのではないか。

- 「断る権利」ではなく、ここ（提言書）に書かれているのは、「強制されない」ということであるので、権利とはまた少し違うのではないかと思う。責めもされないし、参加に至っては自主性・自立性を持って参加するということをここではうたっているのではないかと思う。
- 高信委員のおっしゃりたいことはとてもよくわかる。私もこのような活動をしている中で、ジレンマを抱えている。
- 第8条第1項の「市民はまちづくりの主体としてまちづくりに参加する権利」という表現だが、「参加する権利」の前の「まちづくり」を抜かしたらやわらかくなるのではないかと思う。
- 第9条の「市民は、まちづくりの主体であることを自覚し」というところも、主体は三者であるというお話も出ていたので、「まちづくりの主体の一員」のような形にしたほうがわかりやすいのではないかと思う。
- その次の「積極的にまちづくりに」という言葉も、ないほうが丸く収まるのではないかと思う。
- 「積極的に参加する」というのは、表現がとても難しい。「参加することはいいことだ」「みんな参加しよう」と思っている人は、それでどんどん参加することになるが、先ほど（齊田委員が）おっしゃっていたように、やりたくても必ずしもできない状況にあるなど、地域にはいろいろな方たちがいる。他の行動や考えを取ろうと思ったときに、それが侵害されることがあってはならない。そのあたりがしっかり押さえられるかどうか重要であって、逆に言うとそれ以上のことは言わなくてもいいのではないかとも思うが、ご確認をいただきたい。
- おそらく次の章にも関わることだと思うが、例えば「自治会への加入を義務とする」とうたっている自治体もある。これは憲法違反であり、最高裁の判例が出ている。会費の納入一つをとっても、自治会は大事であるとうたっており、加入することが地域づくりを豊かにするとしている。条例自体が問題になったというよりも、会費の納入を巡って、ここに来たら自治会に入るのが当たり前だから会費を出せと言い、拒絶した人を訴えた。実際に、それは個人の権利を侵害することになる。入りたくないという人に対して、それを強要することはできないというのが最高裁の判例である。憲法上認められた権利として問われてくるところである。
- 「いっしょにやったほうがいい」ということをうたいたいという気持ちはよくわかるので、ルールとの関係では、そのあたりの問題も含めてどのような表現がいいのかをお考えいただきたい。
- 定義を最初に検討しなかったのが、第3条に市民の定義があるが、先ほど権利と義務の話も出ていた。義務の一つには納税もあるという話だっ

森川委員

関谷会長

中山委員

たが、第3条の「市民」はかなり拡大されており、その中にはおそらく税を払っていない人もいる。「住民」は税を払うが、ここで言っている「市民」は範囲が広い。その場合、「市民参加のまちづくり」とか「市民の権利」は、「住民参加のまちづくり」、「住民の権利」ではないのか。本来の考え方からして、そのあたりはどうか。

関谷会長

- この問題は、定義も深くかかわってくるものであり、ご指摘のように「市民」がどの範囲を指すのかは大論争のあるところ。
- 基本的に「成人」を想定した場合には、「子どもの権利」が別途うたわれるような流れであろうし、女性の問題や外国人の問題も出てくる。
- 茂原市でいろいろなまちづくりがある中で、茂原市のまちづくりに市内の人たちと一緒に協力したいという市外の人が現れたときに、その方々がここでいう「市民」に入るのかどうかという問題も出てくる。
- 「市民」をどういう範囲で捉えるのかによって変わってくる。このあたりは少し詰めていかないと、ご指摘いただいたように、混乱を招く恐れがある。それに対応する義務のあり方も、市内の方と市外の方では置かれた状況・条件が異なる。それを横並びにするということは難しい。
- まちづくり活動をする団体に市が補助をするといったような場合にも、市内在住在勤の方は支援することができるが、市外の方は税金を納めていないので、税金を拠出するのはいかなるものかなど、そのあたりも含めてさまざまな問題が出てくるので、範囲としては確かに難しいところである。
- 定義問題は今は後回しにしているので、それをどうするかという問題もあるが、もう少し議論をしていく中で、どうしても定義をしておく必要があるとなれば、暫定的にそれを確認した上で議論するようにしたいと思う。次回の課題にさせていただきたい。
- 先ほど森川委員から「まちづくり」という文言を外した方がいいのではないかというご指摘もあったが、そもそも「まちづくり」とは何なのかということもある。市民の方々が行政の活動に参加するのもまちづくりであり、地域への参加もまちづくりである。最近出てきているのは、議会への参加であり、議員がさまざまな取り組みをしているところに市民が参加することも、広い意味ではまちづくりと言えるのかもしれない。そのような意味では、まちづくりの範囲も問題であり、何を念頭に置くかによって議論が分かれてくるところもある。
- 「参加」と「参画」という言葉がある。私は言葉の意味を正確に理解しているわけではないが、「参画」というともう少し主体的な関わりが強まっているイメージがある。関谷会長のご意見を伺いたいが、今日のここまでの議論を聞いていると、「参加」かなと思う。もう一歩進めると「参画」になるように思う。全国でいろいろな議論があるのではないか。
- 一般論的には、「参加」というと、決められた窓口やプロセスに参加し

鈴木(弘)委員

関谷会長

ていくという形でよく捉えられる。どちらかという、事業を実施していく部分に市民が参加することである。

- それに対して、「参画」は計画段階から主体的にいっしょになっている色々なことに取り組んでいくということで、主体性がより高まるニュアンスがある。「参加から参画へ」という言い方をする場合もある。
- それも用い方いかんであり、全部をひっくるめて「参加」であると言うこともあるので、どのように定義して使うかによる。
- 参加についてもう一点申し上げると、「間接参加」と「直接参加」がある。間接参加は、選挙を通じて首長や議員にお願いをするもの。代表制を絡めて、選挙で選ぶということが一つの参加であり、後は選ばれた方々に委ねるといったもの。それに対して、近年盛り上がりを見せているのはどちらかという直接的な意味合いが強くなってきている。代表されている方々が大きな権限を持っていろいろな取り組みをしており、有権者は多くの部分を委ねているが、代表する側とされる側が常に意見や現状認識、価値観を同じくしているかという、必ずしもそうではない。9割は賛成しているが、1割はちょっと違うといった場合、意見としてもなかなか反映されず、議論として表に出てこないこともある。ベースは間接だが、直接的な要素を少し増やしてそれを補完することで、より声を拾い上げていくという意味で、直接性を念頭に置いた参加というのが近年言われている。それをどう制度設計の中に落とし込んでいけるのが、市民参加条例や今回のまちづくり条例などの場面でよく問われている。そのための手法や制度はかなりいろいろなものが開発されており、それをどこまで盛り込むのかは今後の議論になると思う。ここで言っている「参加」は、そのような意味合いもあるということで、念頭に置いておいていただきたい。
- いずれにしても、「市民参加のまちづくり」と言った場合、暫定的な定義が必要かとも思う。提言書にも一定の定義が含まれているので、次回はその定義を念頭に置きながら、改めて「市民参加のまちづくり」について議論をお願いしたい。
- 今日は第8条、第9条のあたりについて議論したが、今日出た議論については、改めて論点整理をした上で、次回提示させていただきたい。「市民とは」、「参加とは」、「まちづくりとは」といったものは、ここにいるメンバーの中だけでもおそらく違いがあると思う。そのあたりをゆるやかに確認した上で、次回議論をお願いしたい。
- 次回は第13条くらいまでの議論ができると思う。その後の「第4章 市民自治の仕組み」は、第3章とかなりリンクしてくる部分でもあるので、必要に応じてそちらに議論が及ぶこともあると思うが、次回は「市民参加のまちづくり」について進めさせていただきたい。
- 直接議題には関係ないが、傍聴している方が何人かいらっしやる。意見

関谷会長

はもちろん出せないが、感想のようなものを出していただいたらどうかと思う。これは提案であり、もちろん書かなくても結構だが。

- 意見ではなく、感想のようなものを書いて出していただくという提案だが、いかがか。特に差し支えがないようであれば、意見を頂戴することには問題ないと思うので、記入していただいたものを協議会あてに出していただき、感想やご意見を共有するように次回からいたしたい。

事務局(企画
政策課主査)

- 第5条～第7条については、一定の合意が得られたので、事務局において今日の議論を踏まえたものを作成し、次回お示ししたい。
- 第8条・第9条については、論点を整理し、会長と相談の上、皆様のお手元にできるだけ早くお届けし、それを踏まえて次回議論していただくようにしたい。
- 次回の会議は5月20日(火)13時から。会場は本日と同じ、市役所5階502会議室になる。